局	モンテルカスト錠10㎎「ケミファ」	10mg1錠	81.40
局	モンテルカスト錠10㎎「サンド」	10mg1錠	81.40
局	モンテルカスト錠10㎎「三和」	10mg1錠	81.40
局	モンテルカスト錠10㎎「ＣＥＯ」	10mg1錠	81.40
局	モンテルカスト錠10㎎「ＣＭＸ」	10mg1錠	81.40
局	モンテルカスト錠10㎎「ゼリア」	10mg1錠	81.40
局	モンテルカスト錠10㎎「タカタ」	10mg1錠	81.40
局	モンテルカスト錠10㎎「武田テバ」	10mg1錠	81.40
局	モンテルカスト錠10㎎「タナベ」	10mg1錠	81.40
局	モンテルカスト錠10㎎「ＤＳＥＰ」	10mg1錠	81.40
局	モンテルカスト錠10㎎「ＴＣＫ」	10mg1錠	81.40
局	モンテルカスト錠10㎎「トーワ」	10mg1錠	81.40
局	モンテルカスト錠10㎎「日医工」	10mg1錠	81.40
局	モンテルカスト錠10㎎「日新」	10mg1錠	81.40
局	モンテルカスト錠10㎎「ニットー」	10mg1錠	81.40
局	モンテルカスト錠10㎎「ニプロ」	10mg1錠	81.40
局	モンテルカスト錠10㎎「ファイザー」	10mg1錠	81.40
局	モンテルカスト錠10㎎「ＹＤ」	10mg1錠	81.40
	（ら）		
	ラロキシフェン塩酸塩錠60㎎「ＳＮ」	60mg1錠	61.00
	ラロキシフェン塩酸塩錠60㎎「ＤＫ」	60mg1錠	61.00
	ラロキシフェン塩酸塩錠60㎎「トーワ」	60mg1錠	61.00
	（り）		
	リルゾール錠50㎎「タナベ」	50mg1錠	763.10
	（ろ）		
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「サワイ」	1錠	74.90
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「タカタ」	1錠	74.90
局	ロサルヒド配合錠ＨＤ「ファイザー」	1錠	74.90

注　射　薬

品名	規格単位	薬価円
（お）		
オクトレオチド酢酸塩皮下注50μg「サンド」	50μg1mL1管	773
オクトレオチド酢酸塩皮下注100μg「サンド」	100μg1mL1管	1,400
（か）		
カーディオライト注射液　第一	259MBq1筒	17,833
（く）		
グロウジェクト皮下注6㎎	6mg1筒	49,243
グロウジェクト皮下注12㎎	12mg1筒	98,486
（け）		
献血ポリグロビンＮ10％静注2.5ｇ／25mL	2.5ｇ25mL1瓶	21,441
ゲンタマイシン硫酸塩注射液10㎎「Ｆ」	10mg1管	69
ゲンタマイシン硫酸塩注射液40㎎「Ｆ」	40mg1管	93
ゲンタマイシン硫酸塩注射液60㎎「Ｆ」	60mg1管	106
（ひ）		
ピノルビン注射用30㎎	30mg1瓶	17,452
（ふ）		
局 フロセミド注20㎎「ＳＮ」	20mg1管	57
（ま）		
マキサカルシトール静注透析用2.5μg「トーワ」	2.5μg1mL1管	525
マキサカルシトール静注透析用5μg「トーワ」	5μg1mL1管	682
マキサカルシトール静注透析用10μg「トーワ」	10μg1mL1管	885
（れ）		
麻 レミフェンタニル静注用2㎎「第一三共」	2mg1瓶	1,114
麻 レミフェンタニル静注用5㎎「第一三共」	5mg1瓶	2,684

外　用　薬

品名	規格単位	薬価円
（け）		
局 ケトコナゾール外用ポンプスプレー２％「日本臓器」	2%1ｇ	44.80
ゲンタマイシン硫酸塩軟膏（こう）0.1％「Ｆ」	1mg1ｇ	7.60
（せ）		
局 セボフルラン吸入麻酔液「ニッコー」	1mL	44.40
（へ）		
ヘパリン類似物質外用泡状スプレー0.3％「ニットー」	1ｇ	16.50
ヘパリン類似物質外用泡状スプレー0.3％「日本臓器」	1ｇ	16.50
ヘパリン類似物質外用泡状スプレー0.3％「ＰＰ」	1ｇ	16.50
ヘパリン類似物質外用スプレー0.3％「テイコク」	1ｇ	16.50
（ほ）		
ポビドンヨードフィールド外用液10％「明治」	10%10mL	17.70
（ま）		
マキサカルシトール軟膏（こう）25μg／ｇ「ＣＨ」	0.0025%1ｇ	69.20
（も）		
モーラスパップＸＲ240㎎	20cm×14cm1枚	61.50

○厚生労働省告示第四百十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第二十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月九日から適用する。

平成二十八年十二月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久